

多治見市の環境

(第41号)

2019年度版

(2018年度の環境の状況と施策の実施状況)



多治見市環境キャラクター
地球を「まもる」くん

多治見市



環境と共生するまち 多治見

わたしたち多治見市民は、周囲の緑を自ら育て、市街地を東西に貫流する土岐川に親しみながら、個性ある文化を育んできました。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、自然の生態系に影響を及ぼし、わたしたちを取り巻く環境を地球規模で大きく変え、人類の生存さえも危うくしようとしています。わたしたちは、自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立つ必要があります。

今こそわたしたちは、わたしたちの置かれている環境を保全する努力にとどまらず、さらに豊かで快適な環境を創り出し、環境と共生する社会の実現に努めなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに創出し、将来の世代へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

(多治見市環境基本条例から抜粋)

■多治見市環境基本条例(全文)は 資料38ページへ



※QRコードを読み込んで
多治見市 HP へアクセス

目 次(本編)

第 1 部 2018年度の環境の状況と施策の実施状況

第 1 章 多治見市の概要	1
1. 市勢概要／2. 自然環境	

第 2 章 環境基本計画の実施状況

第 3 次多治見市環境基本計画の体系図	7
---------------------	---

第 1 節 三者(市民・事業者・市)の連携協力	8
1. 環境教育・学習の推進／2. 環境に関する市民・事業活動への支援／ 3. 連携協力による体制整備	

第 2 節 地球環境の保全	13
1. 地球温暖化対策の推進／2. 水資源の有効利用	

第 3 節 自然環境の保全	17
1. 森林の保全／2. 身近な自然環境の保全と創出／3. 野生動植物の保全	

第 4 節 物質の循環の保全	26
1. ごみの減量化／2. リユース、リサイクルの促進／3. 適正なごみの処理	

第 5 節 生活環境の保全	30
1. 夏の暑さ対策の推進／2. 公害の防止／3. 風景の保全と創出／ 4. 快適な住環境の整備	

第 2 部 2019年度版多治見市の環境・廃棄物 (別冊)

第 3 部 資料編 (別冊)

第1章 多治見市の概要

1. 市政概要

(1) 多治見市の概要(2018年4月1日現在)

◆位置

本市は岐阜県の南南東にあり、愛知県と接しています。県庁所在地の岐阜市からは東南東に約45km、中部圏の中核都市である名古屋市からは北東に約36kmの距離にあります。

周辺地域とは、JR中央本線、JR太多線、中央自動車道、東海環状自動車道、国道19号、国道248号等によって結ばれています。



◆人口	111,292人（男54,100人、女57,192人）
◆世帯数	46,186世帯
◆人口密度	1,220人／km ²
◆世帯人口	2.41人／世帯
◆面積	91.25km ²

(2) 人口・世帯数の推移(各年度の4月1日現在)

人口は2007年をピークとして減少していますが、世帯数は増加しています。

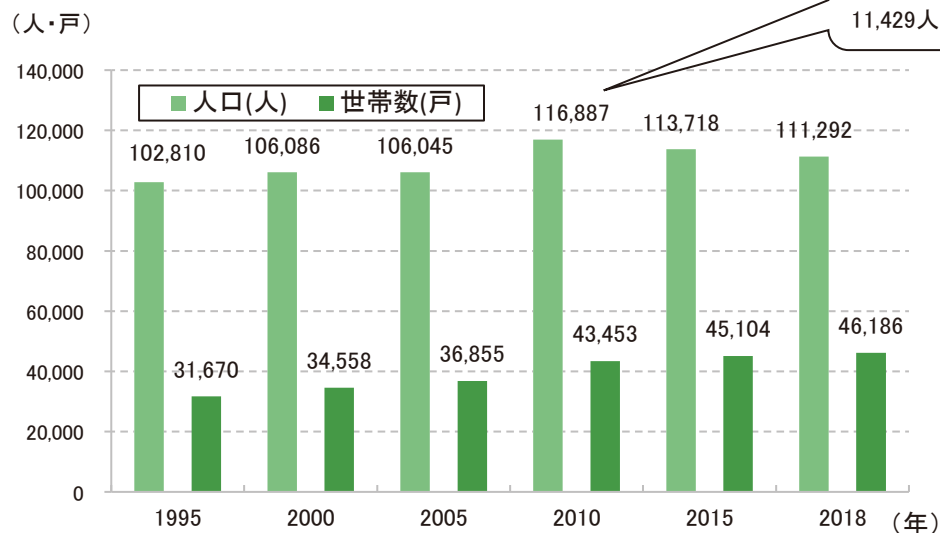


図 1-1 : 人口・世帯数の推移

(3) 産業別就業人口

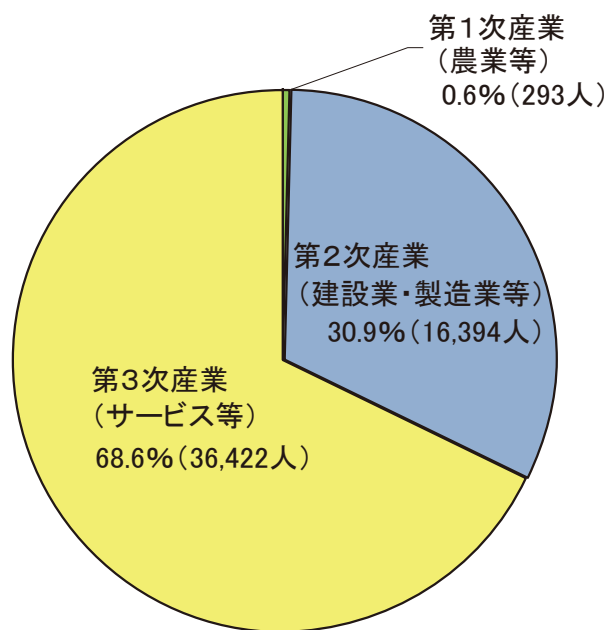


図 1-2 : 産業別就業人口

2015年度国勢調査から環境課作成

(4) 土地利用状況

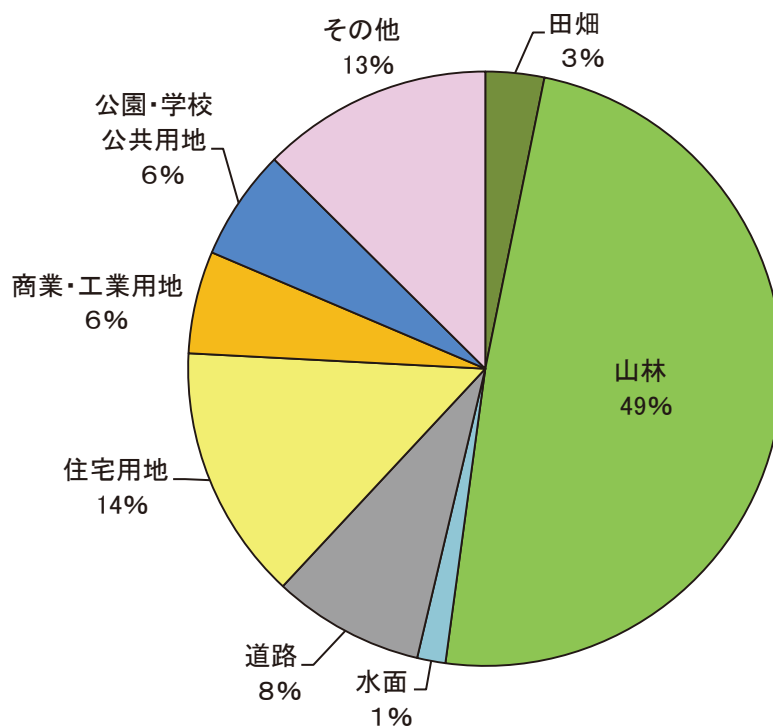


図 1-3 : 土地利用状況

2017年度都市計画基礎調査から環境課作成

(5)環境施策の経緯

表 1-1：主な環境施策の経緯

年度	主な環境施策
1990 年度	緑の育成及び保護に関する条例 制定
1996 年度	指定ごみ袋及び粗大ごみシール制 導入
1998 年度	環境基本条例 制定
1999 年度	環境共生都市宣言 採択 循環型社会システム構想 策定 第1次環境基本計画 策定
2000 年度	23分別による家庭ごみ収集 開始 多治見市役所が ISO14001認証を取得
2001 年度	美しい風景づくり条例 施行 地域省エネルギービジョン 策定
2002 年度	一般廃棄物(ごみ処理)基本計画 策定 緑の基本計画 策定
2003 年度	コークスヘッド式直接熔融炉(新ごみ焼却場)完成 第3回環境首都コンテストで総合1位を獲得
2004 年度	多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例 施行 まち美化計画 策定
2005 年度	指定ごみ袋 料金改定 地域新エネルギービジョン 策定 地球温暖化対策実行計画 策定
2006 年度	風景づくり基本計画 策定 笠原町地区でのごみの 23分別収集開始
2007 年度	多治見市が日本最高気温 40.9℃を記録(8月16日) 地球温暖化対策地域推進計画 策定
2008 年度	第2次環境基本計画 策定 風景づくり計画 策定
2009 年度	循環型社会システム構想C段階の目標などを見直し 先進的都市環境形成計画 策定 第2次まち美化計画 策定
2010 年度	筑波大学計算科学研究センターと高気温対策研究所における連携協定を締結 大畑センター管理型処分場焼却飛灰受入開始 ISO14001認証を返上 独自EMSへ移行
2011 年度	地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 策定
2012 年度	多治見市新エネルギービジョン 策定 第2次一般廃棄物(ごみ処理)基本計画 策定 第2次環境基本計画(改訂版) 策定
2013 年度	地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 策定 多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例 制定 ボランティア袋を作成(企業等からの協賛金を導入) 高知県四万十市が、日本最高気温 41.0℃を記録(8月12日) 公共下水道基本計画 策定
2014 年度	第3次まち美化計画 策定 生活排水対策推進計画(姫川流域)改訂版 策定
2015 年度	ひと涼みアワード 2015で「トップランナー賞」受賞 3者協議会要綱改正
2016 年度	第3次多治見市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 策定
2017 年度	地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 策定 グリーン市場拡大のためのグリーン購入大賞(第18回)で「グリーン購入推進自治体特別賞」受賞
2018 年度	(株)伊藤園と暑さ対策及び災害時における協力・支援に関する協定を締結

2. 自然環境

(1) 気象

本市では、2007年8月16日に最高気温40.9℃を記録し、日本記録を74年ぶりに更新しました。気象庁が本市で気温の記録を開始した1978年以降の年平均気温及び日最高気温の推移(図1-4、表1-2)を見ると、最高気温の推移は近年上昇傾向にあることが分かります。本市の暑さの原因については、市民団体等により全市的な気温調査を実施するなど継続的に行われています(第2章第5節夏の暑さ対策の推進参照)。

2018年度は、年平均気温が平年よりも高く、最高気温も本市の日最高気温歴代3位となる40.7℃を2日記録しました。また、最高気温が40℃以上となる日が4日あり、猛暑日日数が昨年から2倍以上になるなど、暑い年でした。

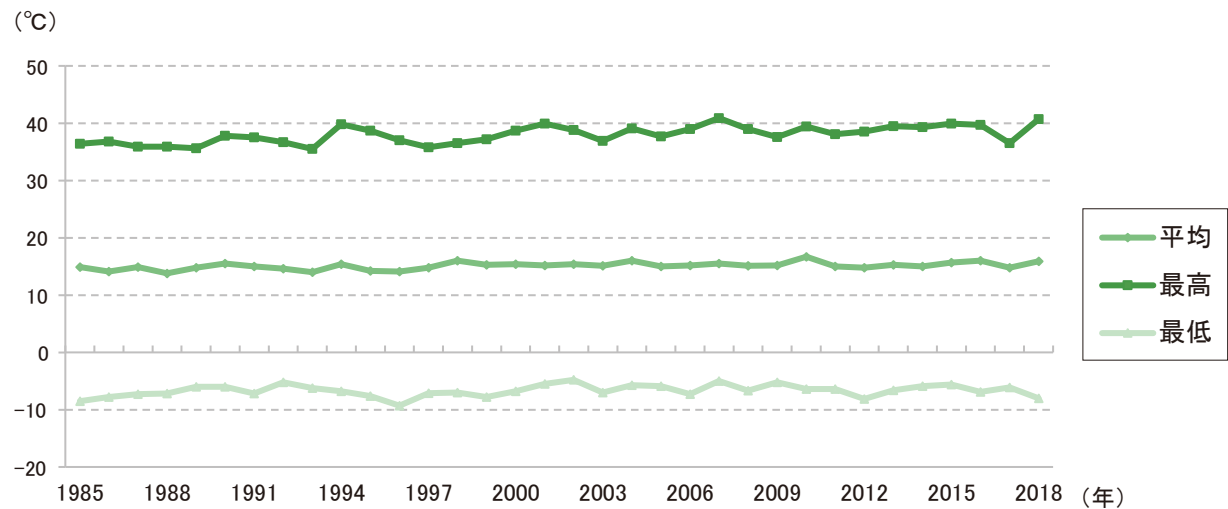


図 1-4 : 本市の日最高気温・年平均気温の推移

気象庁ホームページから環境課作成

表 1-2 : 1978年以降の年平均気温及び日最高気温、日最低気温の順位

順位	年平均気温の高い順		順位	日最高気温の高い順		順位	日最低気温の低い順	
	記録開始	1978.11.01		記録開始	1978.11.01		記録開始	1978.11.01
	気温(℃)	記録した年		気温(℃)	記録した日		気温(℃)	記録した日
1 位	16.0	2016	1 位	40.9	2007.08.16	1 位	-9.3	1982.01.30
1 位	16.0	2004	2 位	40.8	2007.08.17	1 位	-9.3	1996.02.03
1 位	16.0	1998	3 位	40.7	2018.07.23	3 位	-9.2	1981.02.28
4 位	15.9	2018	3 位	40.7	2018.07.18	4 位	-8.5	1983.01.23
5 位	15.7	2015	5 位	40.4	2018.08.06	4 位	-8.5	1985.01.31
6 位	15.5	2007	6 位	40.2	2018.08.02	6 位	-8.3	1984.02.08
6 位	15.5	1990	7 位	39.9	2018.08.03	7 位	-8.2	1985.01.18
8 位	15.4	2002	7 位	39.9	2015.08.01	8 位	-8.1	1982.01.18
8 位	15.4	2000	7 位	39.9	2001.08.01	8 位	-8.1	1981.01.31
8 位	15.4	1994	10 位	39.8	1994.08.05	8 位	-8.1	2012.02.03

気象庁ホームページから環境課作成

表 1-3 : 2014～2018年の気温・猛暑日・降水量・日照時間

年／項目	最高気温(℃)	猛暑日回数	熱帯夜回数	7月～9月の降水量(mm)	7月～9月の日照時間
2014	39.3	15	2	601.0	468.1
2015	39.9	25	6	615.0	488.8
2016	39.7	27	2	608.0	501.9
2017	36.5	16	5	725.5	511.4
2018	40.7	39	16	581.5	553.1

気象庁ホームページから環境課作成

(2)地形・河川

本市は、周辺を山地や丘陵地に囲まれた盆地地形です。本市南東部から中央部、北部にかけて土岐川とその支川沿いに平地が形成され、周囲は丘陵地となっています。

本市の河川は、大針町の牧峠を分水嶺に土岐川(庄内川)水系と木曽川水系に分かれています。土岐川は恵那市山岡町の夕立山を水源とする河川で、市の中心部を東西に横切っています。土岐川には高田川、大原川、生田川、笠原川、市之倉川等の支川があり、これらは狭い平地を形成しながら流下し、土岐川に合流しています。木曽川は長野県を水源とする河川で、本市の姫川はその支流にあたります。

また、小規模なため池が市の西部を中心に点在しています。これらのうち最も大きなため池は御大典池で、赤坂町の水田のかんがいに利用されています。



図 1-5 : 中部地方の主な河川

出典：中部地方整備局ホームページ <http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/kasen.htm>

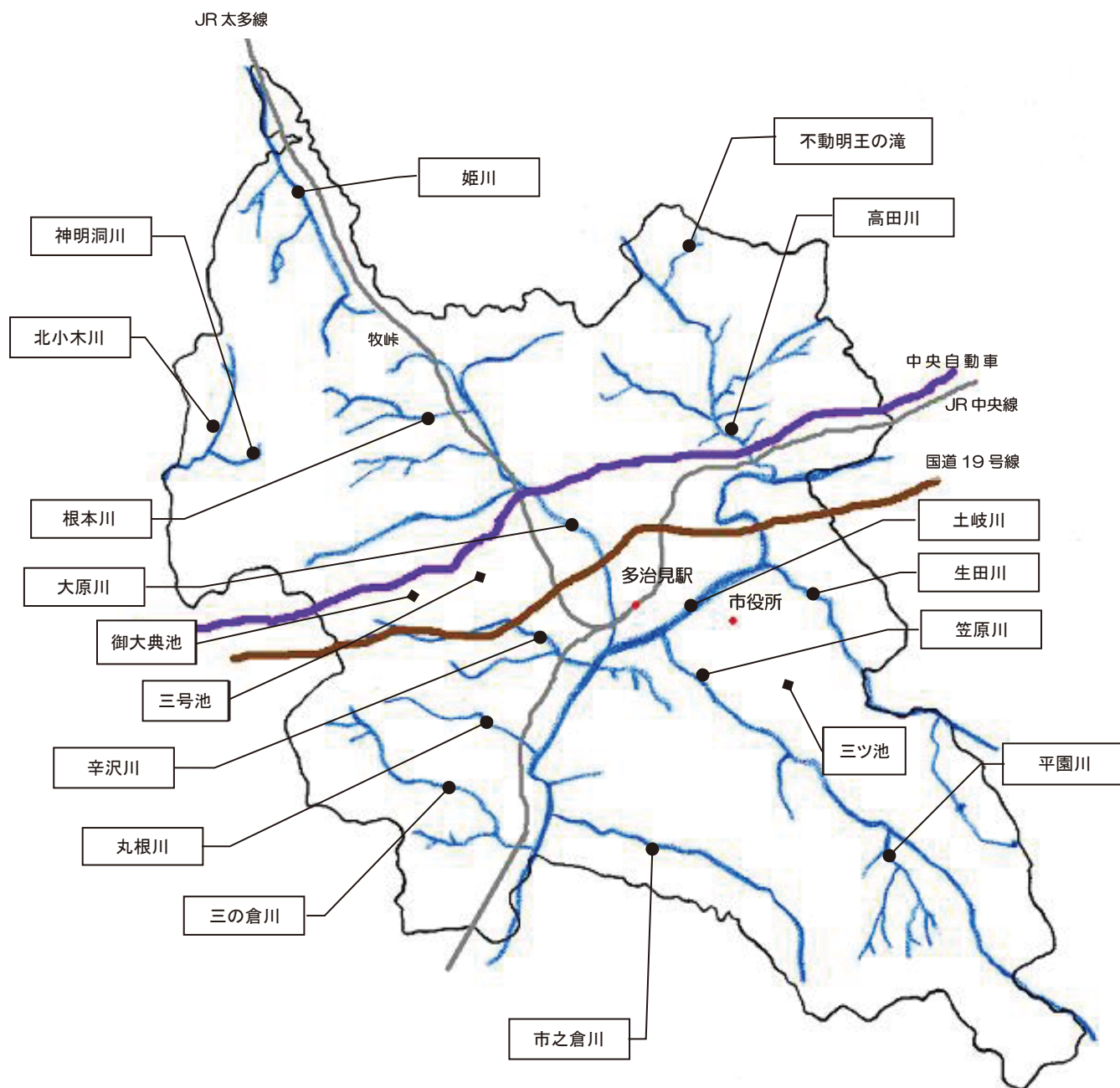


図 1-6 : 市内の主な河川とため池

第2章 環境基本計画の実施状況

本市では、1999年度に第1次環境基本計画を策定し、2008年度の第2次計画への改定を経て、2017年度に2024年度までを計画期間とする第3次計画に改訂しました。

—すべての市民が自主的・積極的に参加し、その文化を伝えるまち—
環境と共生するまち 多治見

重点取組 ①温室効果ガスを低減する暮らし方や事業活動の推進
 ②生物多様性を確保するための取組の継続
 ③まちぐるみでの暑さ対策の活性化



■環境基本計画について 市HPへ



第1節 三者（市民・事業者・市）の連携協力

1. 環境教育・学習の推進

(1) 環境に関する情報の発信

1) 広報紙・コミュニティFM・ホームページ

本市では、広報紙「たじみすと」やコミュニティFM、市公式ホームページ等を用いて、定期的に市内の環境情報を発信しています。

(2) 環境イベントの開催

1) 環境フェア

環境フェアは、環境市民団体との交流や「環境基本計画」の推進などを目的に2001年度にスタートした市民参加型の環境イベントです。2004年度からは展示コーナーに加え、体験コーナーやステージ発表を追加し、環境市民団体の交流やその活動を広く一般市民にPRするとともに、環境問題について考える機会の場を提供しています。

2018年度は、2019年2月16日と17日に「環境フェア2019」をヤマカまなびパークで開催しました。市内小中学生の環境に関する夏休みの作品や環境学習パネル及び環境市民団体や企業等の活動紹介パネル等の展示、市内小中高生と環境市民団体による環境学習や環境活動についての取組みの発表、環境市民団体による体験コーナーの設置等を行い、約1,500人が来場しました。



図 2-1-1 : 展示コーナーの様子 (写真)



図 2-1-2 : 体験コーナーの様子 (写真)

2) りばーびあ

りばーびあは、土岐川で「遊ぶ」「学ぶ」「知る」「守る」を重点に土岐川へ関わる機会を提供し、土岐川に親しんでもらうことを目的とした川あそびイベントです。土岐川観察館が主催し、多治見市や国土交通省中部地方整備局、市民団体の協力のもと、産業文化センター前、多治見橋付近の土岐川河川敷で開催しています。

2018年度は「りばーびあ2018うながっぱ土岐川あそび」として2018年7月27日に開催。約800人が来場し、Eボート



図 2-1-3 : E ボートによる川下りの様子 (写真)

トによる川下りやガサガサ探検の他、工作体験、ゆでたて野菜やむぎ茶の提供が催されました。

(3)環境に関する学習機会の提供

1)たじみエコカレッジ

エコカレッジは、河川体験や施設見学、市内散策等の自然に関する様々な体験を通して身近な環境問題やその大切さについて考え、活動する輪を広げるために開催している市民向け環境学習講座です。岐阜県清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金を受け、2013年度から開催しています。

2018年度は「エネルギー・リサイクルコース」を廃止し、市内在住の小学校高学年を対象とした「ジュニアコース」、市内在住・在勤の方を対象とした「自然マイスターコース」に加え、市内在住・在学の中高生を対象にした「ユースコース」を新設しました。これまで課題だった中間層の年代へアプローチし、連続性・継続性のある環境学習の場を引き続き提供していきます。



図 2-1-4：ジュニアコース受講の様子（写真）



図 2-1-5：ユースコース受講の様子（写真）



図 2-1-6：自然マイスターコース受講の様子（写真）

2)夏休み親子エコクッキング講座

「エコクッキング」とは、環境に配慮して料理の際の「買い物」「調理」「食事」「片付け」をすることです。「食」は、自然の恵みをいただき、水や電気などの資源を利用し、ごみや排水を出すという、いわば環境問題の縮図となっています。生ごみ減量や食品ロス、水質汚濁や大気汚染、地球温暖化、エネルギー問題など、さまざまな環境問題を解決するには、限りある資源を大切にし、無駄なく活用する暮らし方が必要となります。保健センターの協力を得て、毎年エコクッキング講座を開催しています。

2018年度は、2018年7月24日に「夏休み親子エコクッキング講座」を開催し、10組22人が参加しました。

～2018メニュー～
・キーマカレー
・夏野菜のサラダ
・スイカ寒天



図 2-1-7：講座で作った料理（写真）

3) おとどけセミナー

本市では、市民からのリクエストに応じて「おとどけセミナー」と題した市職員による出前講座を随時行っています。

2018年度は環境課において、「ゴーヤの育苗」について南姫中学校でおとどけセミナーを実施しました。



図 2-1-8：おとどけセミナーの様子（写真）

（4）環境学習を推進する「人財」の育成

たじみエコカレッジ自然マイスターコースにおいて、指導者の育成に取り組んでいます。受講後、自然体験活動のスタッフ（補助員）となってもらい、市民へ地元の自然やその楽しみ方を伝えてもらうことによって、市民の手による自然体験活動を拡充させることを目指しています。

2018年度は14人が受講し、8人がスタッフ登録しました。



図 2-1-9：自然マイスターコース受講の様子（写真）

2. 環境に関する市民・事業活動への支援

（1）市民活動団体への支援

環境フェア2019の取組みとして、2019年2月16日に参加団体による交流会を行いました。2018年度は3団体から活動内容を発表していただき、意見交換などを通じて団体間の交流促進を行いました。



図 2-1-10：環境フェアでの団体交流会の様子（写真）

（2）環境に配慮した事業活動への支援

2018年度は、市内の事業者が実施する二酸化炭素削減に向けた取り組みについて協議しました。2019年度以降も継続して協議を行い多治見市発のビジネスモデルとなるよう支援をしていきます。

3. 連携協力による体制整備

(1) 多様な主体と連携した活動の推進

1) 環境基本計画3者協議会

環境基本計画3者協議会は市民、事業者、市が同じテーブルでこの計画の推進に関する議論を行い自由な意見交換による情報の共有を図りながら、環境施策を推進していこうとするものです。2018年度は5回開催し、前年度の事業判定や「多治見市の環境」の作成等について議論しました。

■環境基本計画3者協議会の活動については 資料編1ページへ



(2) 他自治体との広域連携の推進

1) 環境自治体会議

環境自治体会議は、環境先進自治体が集まり、更なる環境政策の推進を目指して1992年に設立されたネットワークです(2018年度末現在:会員36自治体)。年に1度の全国大会の開催、加入自治体の年次報告書の作成などを行っています。本市は2002年度に加入し、会員自治体との交流や情報交換を続けています。2009年5月27日～29日には、本市で環境市民団体協力のもと全国大会を開催し、「第17回環境自治体会議たじみ宣言」が採択されました。

2018年度は、10月に茨城県行方市にて第26回環境自治体会議「なめかた会議」が3日間に渡って開催されました。

■「第17回環境自治体会議たじみ宣言」は 資料編37ページへ



2) 中部環境先進5市サミット

環境首都コンテストへの参加をきっかけとして中部地方の5市(多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市)が連携した環境を切り口としたサミットです。2013年1月29日に本市において開催された第3回サミットでは、5市災害協定を締結しました。毎年、5市持ち回りで開催し、2013年からは市民団体等による意見交換(交流)も始まりました。

2018年度は新城市での開催を予定していましたが、豪雨災害のため中止となりました。



図 2-1-11：中部環境先進5市サミット in 多治見の様子(写真)

3)春日井市との連携

春日井市と2017年4月10日に自治体間連携・協力に関する基本協定を締結したことを受け、地球温暖化対策をはじめとする環境に関する共通課題の問題解決に向けて、情報共有、連携・協力を行っています。

2018年度においては、多治見市からは、春日井市で開催された「エコライフセミナー」「市民環境フォーラム」に参加しました。また、春日井市からは多治見市で開催した「たじみクールアースデー」「環境フェア 2019」へ参加していただくことで、連携・協力を深めました。環境フェアには春日井市の公式キャラクター道風くんも駆けつけて、環境フェアを盛り上げてくれました。



図 2-1-12：環境フェアでの道風くんとうながっぱ（写真）

(3)独自の環境マネジメントシステムの運用

2001年2月に、市が行う事務事業に対して具体的な環境配慮を担保するため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。規格に沿ってPDCAサイクルによる継続的な環境管理・改善を行ってきましたが、一定の成果をあげたことから2011年3月31日をもってISO14001の外部認証を返上し、独自の環境マネジメントシステムに移行しました。

職員への環境への意識向上に一定の成果が得られたことから、2019年3月に廃止しました。



■ 独自EMSに関する具体的な取組内容は 資料編3ページへ

(4)環境に関する職員研修の実施

環境に関する職員研修を実施することで、職員の環境配慮行動への意識向上を図っています。

2018年度は、新人職員研修において、内部講師による多治見市の環境施策の講義を受けると共にごみ収集・分別体験を三の倉センターと大畑センターで行いました。また、貴重動植物保護・保全学習会として、市内の貴重植物の生態学習、保護作業体験を3回実施し、そのうち2回は新人職員が参加しました。

さらに、毎年継続して実施しているリサイクルステーション立ち番研修では、資源ごみの分別等を市民と一緒に行うことで、市の取り組みについて再認識するなど職員の意識の向上を図りました。

第2節 地球環境の保全

1. 地球温暖化対策の推進

(1) 環境に配慮した暮らし方の普及

1) エコカレンダー

本市では、生活と地球温暖化の関わりを実感してもらい地球温暖化対策に配慮したライフスタイルを心がけてもらおうと、市民、事業者、教育関係者の方から意見をいただきながら、2011年度から環境家計簿付エコカレンダーを作成、配布しています。

2018年度は4,000部を作成して、市民向けに配布しました。



図 2-2-1 : 2019年度版多治見市エコカレンダー

(2) 環境に配慮した市役所の率先行動

1) 多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

本市では、2006年3月に「多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、省エネルギー・省資源の取り組みを推進しています。2017年度には「多治見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第3期」を策定し、引き続き環境に配慮した事務事業を推進していきます。

2018年度の市有施設の温室効果ガス★排出量は約29,990t-CO₂であり、基準年度(2016年度)比で2.3%の減少となりました。

水処理施設は下水処理水量の増加、調理施設は近接対応型調理場の整備により排出量の増加がみられますが、他の施設ではエネルギー使用量等の削減により排出量が減少しました。

表 2-2-1 : 2018年度の市有施設の温室効果ガス排出量

施設	温室効果ガス 排出量(kg-CO ₂)	基準年度 (2016年度)比
庁舎等	849,242	94.8%
教育施設	1,904,690	98.7%
調理施設	982,208	110.6%
子育て支援施設	399,815	96.7%
廃棄物処理施設	14,316,550	96.7%
水処理施設	5,390,111	102.4%
水道施設	401,886	90.3%
医療施設	2,480,125	96.0%
消防施設	279,588	90.6%
火葬施設	392,909	95.6%
その他の施設	2,548,457	94.21%
合計	29,990,581	97.7%

★用語解説:「温室効果ガス」

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込めることで世界の気温を一定に保つ効果があります。大気には温室のビニールやガラスと同じような効果があり、暖められた地球表面の熱が全て宇宙に放出されると地球は-18℃ととても寒くなります。しかし、産業革命以降、これら温室効果ガスの濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速したことが問題視されています。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O=一酸化二窒素)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類が排出量削減対象となっています。

(3)再生可能エネルギーの導入促進

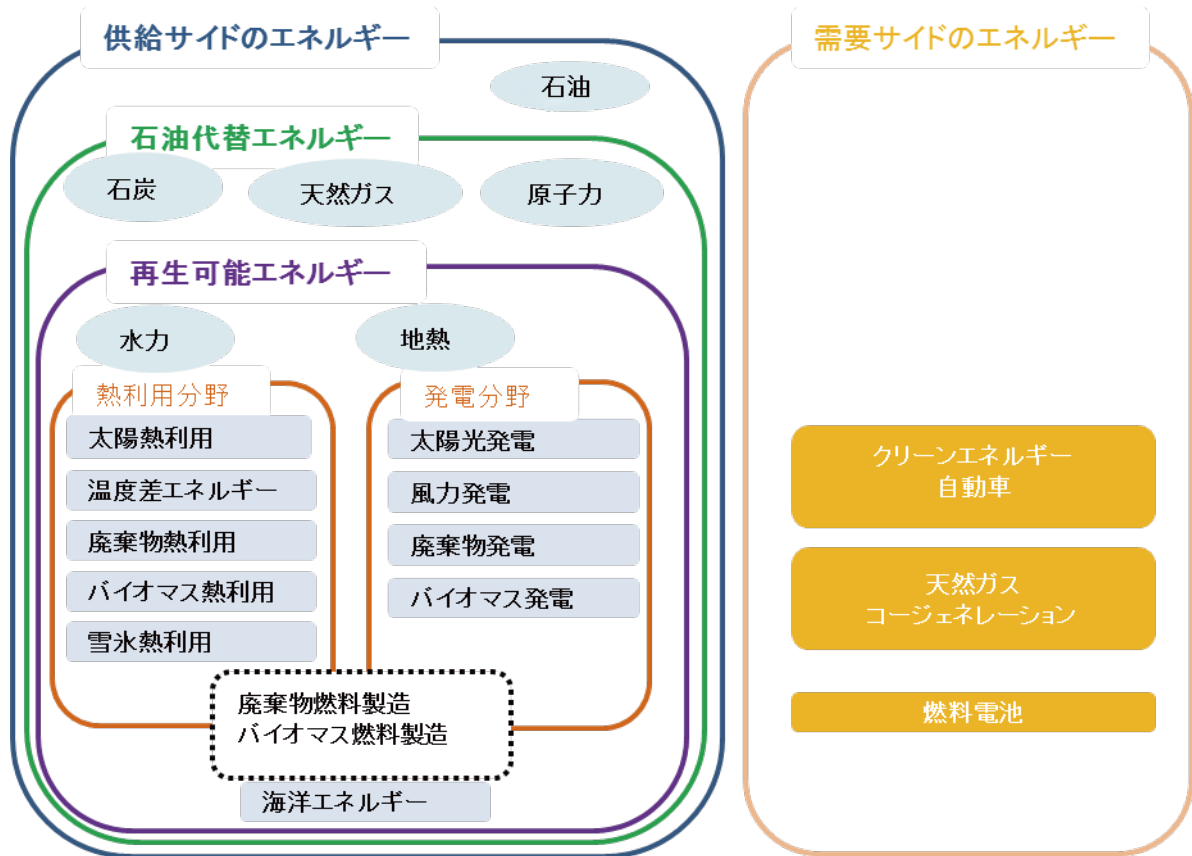


図 2-2-2 : エネルギーの分類

1)市民への新エネルギー導入促進

本市では、2010年度から住宅用新エネルギーシステム設置に対し補助制度を設けています。2018年度は、創・蓄エネルギー併せての導入促進を目的として、太陽光単体での補助を廃止し、補助要件を見直しました。また、補助対象機器に新たにVtoH(自動車充電設備)を追加し、74人(太陽光発電システム40件、燃料電池システム23件、蓄電システム52件、VtoH0件)に対して補助を行いました。

災害時等の住宅エネルギー自給自足の必要性の高まりを受け、設置補助メニューの見直しを随時行うなど、新エネルギー機器の導入を引き続き促進していきます。

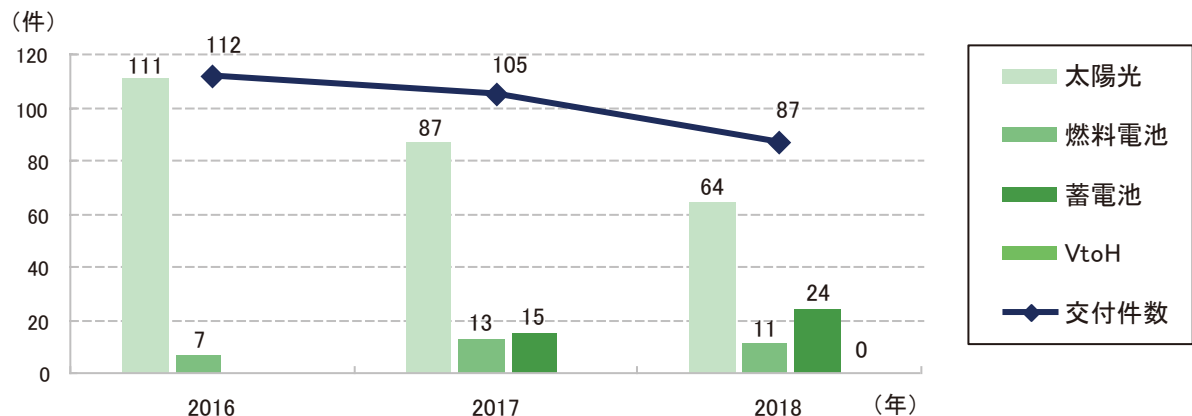


図 2-2-3 : 新エネルギーシステム設置補助件数の推移

2)市有施設への新エネルギー導入状況

本市では公共施設への新エネルギー導入を進めてきましたが、「多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例」を2013年7月に制定し、さらなる新エネルギーの普及促進に努めています。今後も積極的に市有施設に太陽光発電等の新エネルギー機器を設置していきます。

表 2-2-2：市有施設への新エネルギー導入施設一覧

設備名称	施設名称	出力等	設置年度
太陽光発電 (1kW 以上)	多治見中学校	40 kW	2001
	滝呂小学校	40 kW	2005
	多治見駅南北 連絡自由通路	30 kW	2009
	根本交流センター	10 kW	2012
	笠原中央公民館	10 kW	2012
	池田小学校	30 kW	2012
	三の倉センター	129 kW	2013
	大畑センター	220 kW	2014
	駅北庁舎	10 kW	2014
	浄化センター	30 kW	2014
	昭和小学校体育館	10 kW	2015
	虎溪山配水池	50 kW	2015
	星ヶ台保育園	50 kW	2015
	火葬場	5 kW	2015
	小泉公民館	10 kW	2015
	北栄小学校	10 kW	2016
	養正小学校	20 kW	2017
	市之倉小学校	10 kW	2018
太陽熱利用	池田保育園	—	2003
	滝呂小学校	—	2005
小水力利用	浄化センター	3.7 kW	2014
	虎溪山配水池	22.3 kW	2015
風力発電	南姫小学校	0.4 kW	2006
廃棄物発電	三の倉センター	2,050 kW	2003
BDF 製造	堆肥化センター	最大 100L/日	2005

3)BDF(バイオディーゼル燃料)の製造

本市の堆肥化センターでは、堆肥化に加えて、家庭や給食施設から回収した廃食油を利用し、BDF (Bio Diesel Fuel: バイオディーゼル燃料)を製造しています。BDFは、菜種油やひまわり油、大豆油、コーン油などの廃植物性食用油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、地球温暖化対策としても注目されています。堆肥化センターで製造したBDFは、ごみ収集車の燃料として使用しています。

2018年度は、43,470Lの廃食油を回収し、2,046LのBDFを製造しました。ごみ収集車で利用が減少しているため、BDF製造量は横ばいとなっています。

(4)ネットワーク型コンパクトシティの形成

1)人にやさしく、活力を生み出す「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現

本市では、将来の更なる人口減少社会に向けて持続可能なまちづくりを進めていくため、2018年度に「多治見市立地適正化計画」を策定しました。

計画では、まちづくりと公共交通を一体的に検討する「コンパクト＋ネットワーク」という考え方の下、居住者や都市機能を一定の区域に緩やかに誘導して公共交通でつなぐまちづくりを目指すこととし、誘導方針として「中心拠点と地域拠点への都市機能の誘導」、「拠点を中心とした公共交通利便性の高い地域への居住の誘導」、「拠点間をつなぐ基幹的な公共交通ネットワークの維持・構築」を定めました。

(5)環境に優しい交通システムの構築

1)自家用車に頼らなくても移動できる公共交通体系づくり

本市では、自動車から公共交通や低炭素型交通手段へ交通行動の転換を促すための施策を実施しています。

2013年度には総合的な都市交通のビジョンと、ハード・ソフト施策を一体的に定めた「多治見市総合交通戦略」を、2016年度にはその公共交通部門の実行計画である「多治見市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

公共交通機関の利用を促進するため、2015年10月1日からは多治見市内を運行する多治見駅発着の路線バス(東鉄バス)のうち平日の昼間時(10時から16時)に出発または到着する便について、運賃を上限200円とする取り組みを実施しています。2018年5月に実施した調査では、対象となる時間帯の利用者が、実施前と比較して約7%の増加でした。利用者が増加していない原因としては減便によるものと考えられます。

さらに公共交通では、2016年10月にコミュニティバス中心市街地線宝町ルートを平日のみの運行から土日祝日も運行することで利便性の向上を目的とした改編を行いました。また、地域内交通導入支援策として、「多治見市地域あいのりタクシー運行支援補助金」の制度を運用し、市内9団体に補助金を交付しました。

2. 水資源の有効利用

(1)保水機能の確保と水の有効活用

1)公共施設における雨水貯留施設

本市では、歩道等の透水性舗装や、市庁舎や学校など公共施設への雨水貯留施設設置を進めています。

2018年度は、新たな設置箇所はなく、市内公共施設の設置箇所は62か所89基です。



図 2-2-4：消防本部の雨水貯留タンク（写真）

2)家庭における雨水貯留設備

本市では、一般家庭での雨水貯留施設設置に対する補助制度を設け、雨水の一時的な貯留や水の有効利用の普及を促進しています。

2018年度は9件に対して補助を行い、2012年度からの補助件数の合計は406件となりました。

第3節 自然環境の保全

1. 森林の保全

本市の森林面積は4,448haで、市域の50%近くを占めていますが、緩やかに減少しています。そのうち約70%は私有林であり、森林面積が小さい所有者が多いことが分っています。また、シデコブシやハナノキなど、世界でもこの地域にしか生育しない希少な植物が市内各所に自生しています。

(1) 身近な里山の保全、整備・活用

1) 自然公園

本市には、自然に親しめる公園が7か所あります。

表 2-3-1：本市の自然公園

公園名	所在地	面積(ha)	公園名	所在地	面積(ha)
高根山自然公園	高根町 4 丁目 6-10 他	9.24	三の倉やすらぎの森	三の倉町縄手 148	0.33
深山の森	大藪町迫間洞 1983-2 他	9.60	かさはら潮見の森	笠原町 3434-1	31.2
市之倉やすらぎの森	市之倉町 10-380-1 他	0.45	大畑やすらぎの森	大畑町大洞 48-1	0.38
松坂自然公園	松坂町 1-44-1	0.94			

※自然公園法に基づくものではない

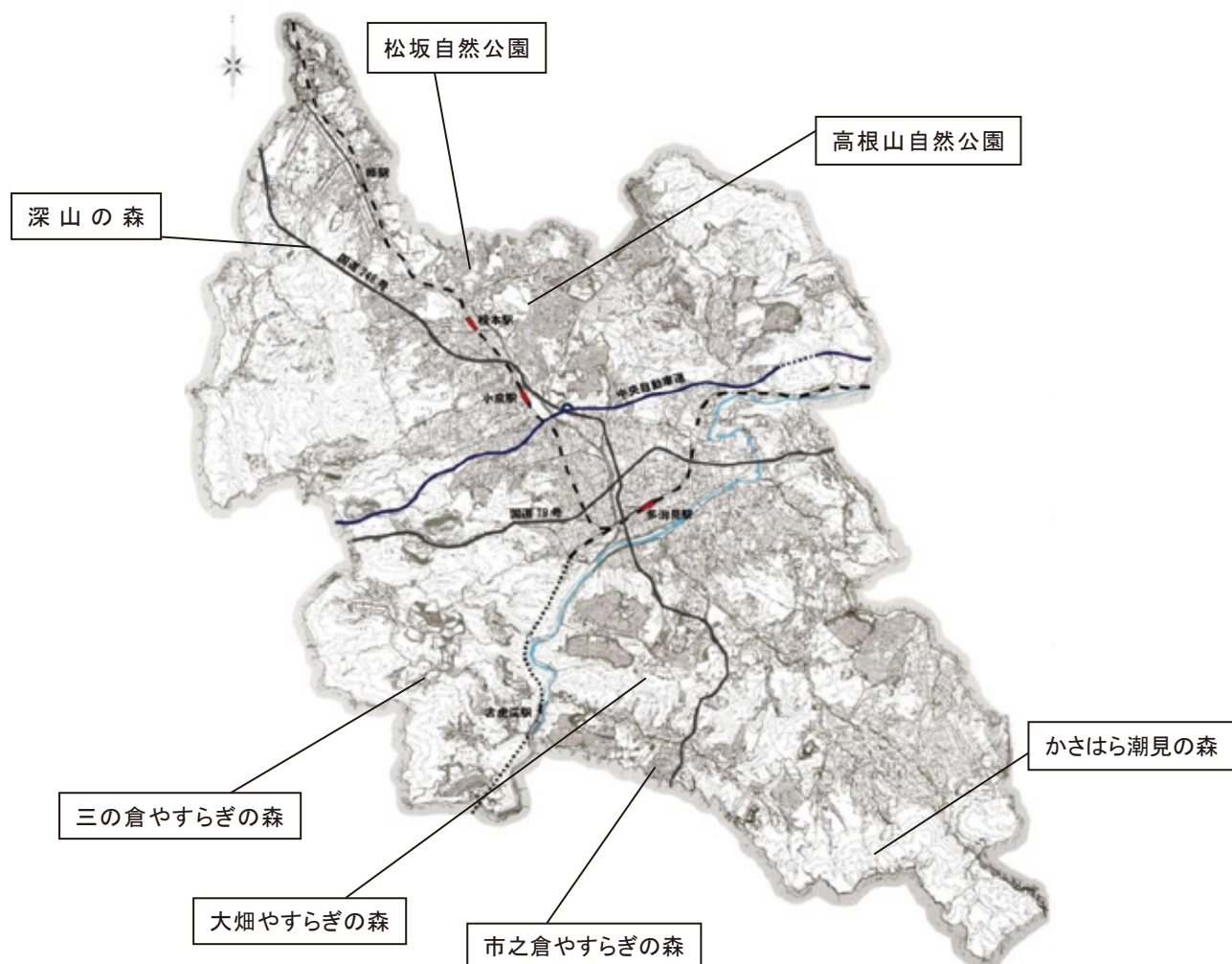


図 2-3-1：本市の自然公園

2)保安林

本市には3種類の保安林★があり、2018年度現在、市域の約17%にあたる1,564haが保安林として指定されています。

表 2-3-2：本市の自然公園

保安林の種類	保安林の役割	面積(ha)
土砂流出防備保安林	樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の侵食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぎます。	1,501
土砂崩壊防備保安林	山崩れを防ぎ、住宅、農地、道路などを守ります。	29
保健保安林	森林レクリエーション活動の場として、生活にゆとりを提供します。 また、空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守ります。	125

※兼種保安林(2種類以上に指定されている保安林)があるため、合計値が1,564haに一致しない。

出典：2017年度岐阜県森林・林業統計書

★用語解説：「保安林」

森林は、木材を供給するだけでなく、災害を防ぎ、人の心に安らぎや潤いを与えるなど重要な働きを担っています。こうした森林の中で、特に重要な役割を果たしている森林を、森林法に基づき保安林として指定しています。保安林は、その機能別に17種に分類されており、保安林に指定された森林は、その区域内での立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

3)風致地区

風致地区とは、都市の風致を維持するため都市計画法に基づき定められる地域地区をいい、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を「都市の風致」といいます。

本市では、岐阜県風致地区条例、多治見市風致地区条例に基づき、建築物の建築等に対する規制を行うことにより、地区内の自然的環境の維持保全を図る土地利用を誘導しています。

2018年度現在、市内で5か所(109.9ha)が風致地区に指定されています。

表 2-3-3：多治見市内の風致地区の指定状況

風致地区名称	面積(ha)	指定年月日
虎溪山風致地区	48.6	1983.03.31(2013.03.29 変更)
窯洞風致地区	18.6	1983.03.31(2004.05.18 変更)
高根山風致地区	14.1	1983.03.31(2004.05.18 変更)
中峰谷風致地区	1.6	2007.11.01
池田風致地区	27	2015.12.10

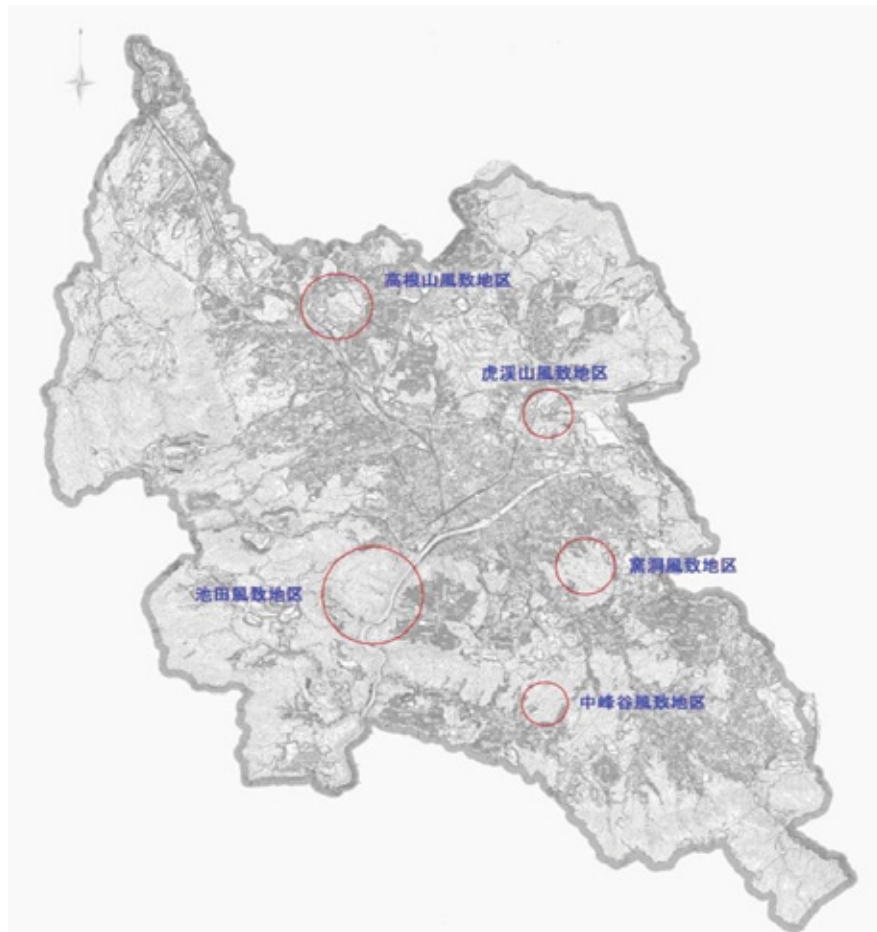


図 2-3-2 : 本市の風致地区

(2) 市民参加による緑化推進

1) 森づくり活動

本市では、国土交通省多治見砂防国道事務所が進める土岐川流域グリーンベルト構想★に基づき、市民と行政(市、国)が協働しながら7つの樹林地の保全、整備、維持管理等の活動を行っています。

また、シデコブシ、ハナノキなどの貴重植物自生地を目的として、市民活動と連携した里山整備や調査を実施するほか、市民の里山整備ボランティアへの材料支援等もしています。

表 2-3-4 : グリーンベルト構想に基づく7つの森づくり

森の名前	所在地	活動団体名
どんぐりの森	市之倉町地内	市之倉森づくり合同部会 どんぐりの森部会
おりべの森		市之倉森づくり合同部会 おりべの森部会
やすらぎの森		市之倉森づくり合同部会 やすらぎの森部会
筒小屋の森		市之倉森づくり合同部会 筒小屋の森部会
笠原の森	笠原町地内	笠原中学校・奉賛会
虎渓山	虎渓山町地内	桜再生協議会
三ツ池の森	星ヶ台地内	多治見中学校、「三ツ池の森」整備の会

★用語解説:「土岐川流域グリーンベルト構想」

土岐川流域グリーンベルト構想は、はげ山から再生したまちをとりまく丘陵を、より安全で豊かな都市山麓につくりあげていくことを目標に①山麓斜面を樹林地とし、土砂災害を防止する、②土砂災害の恐れのある地域に対し、適正な土地利用に誘導する、③防災機能が高く、種の多様性に富む樹林地を保全・創出する、④生活に憩いをもたらす自然景観を保全する、⑤身近な自然体験(環境学習や森林レクリエーション)の場を提供する、という5つの基本方針を掲げています。

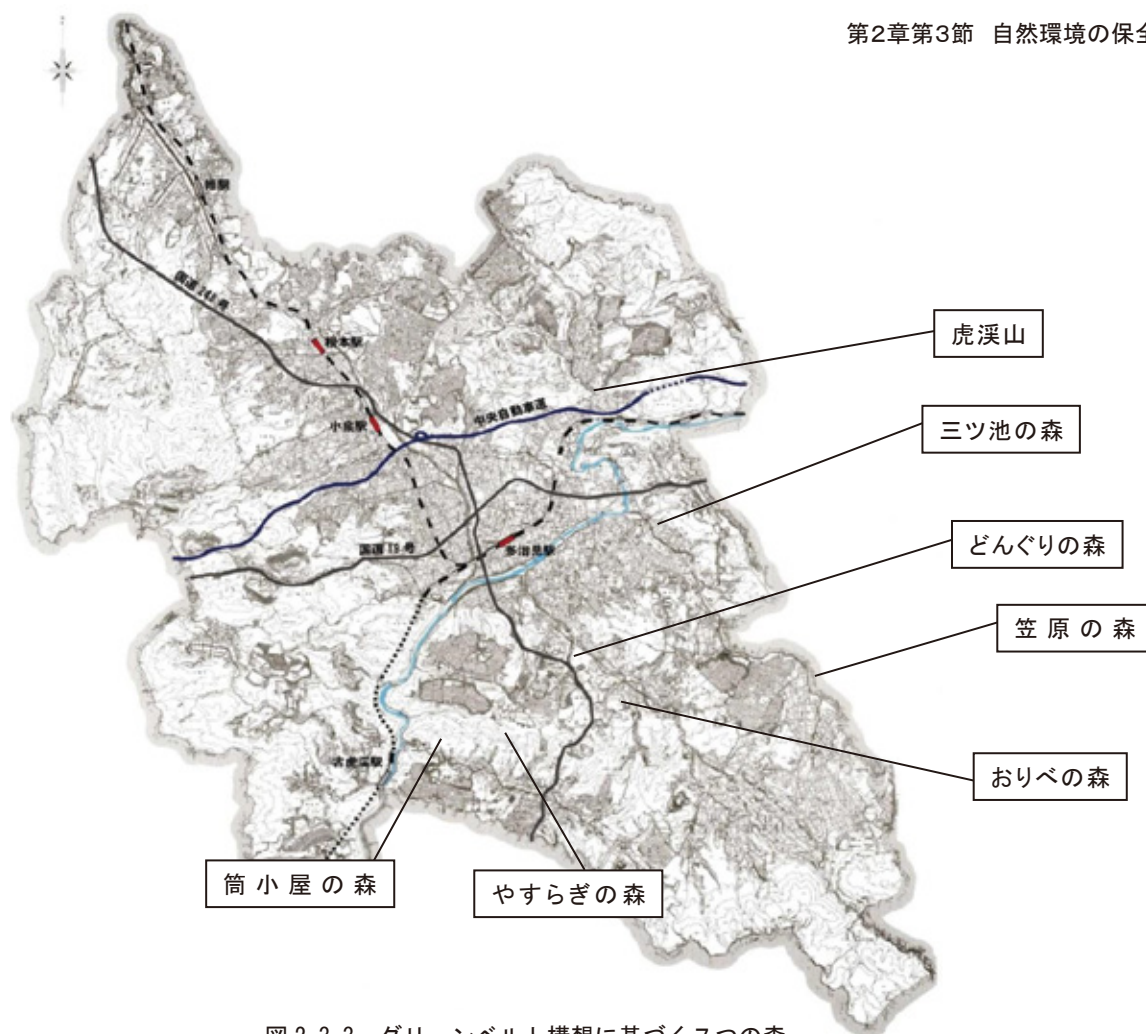


図 2-3-3 : グリーンベルト構想に基づく 7つの森

2. 身近な自然環境の保全と創出

(1) 緑のボリュームアップ作戦の推進

「緑の基本計画」を策定し、緑の保全とボリュームアップに取り組んでいます。

2018年度は、中心市街地及び市街地近郊の斜面緑地への公共用地植栽事業を5か所実施しました。また、郊外公共施設への植栽事業を5か所実施しました。

(2) 水辺環境や里山環境の保全

1) ため池や湿地等の生態系調査等

ため池や湿地等があり、多くの生物に貴重な生息及び生育環境を提供しています。特に湿地は生物多様性保全上重要な生態系とされています。

2018年度は市内6か所のホタル調査を実施しました。

今後は市民とも連携を図り、適切な維持・管理のために他の生態系の調査等もしていきます。

(3) 農地の維持

1) 多面的機能支払いによる維持・管理

農業は、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観等、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能を有しています。本市では、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」を定め、農業の維持・管理していきます。

3. 野生動植物の保全

地域の希少動植物のほか、身近な動植物に関する情報を広く発信することで、動植物を保全する意識を高める取り組みをしています。

また、自然体験施設として土岐川観察館や三の倉市民の里「地球村」があり、自然に触れあうことが出来る場として、多くの方が利用しています。

■野生生物の現況については 資料編13ページへ



土岐川観察館

土岐川観察館は、安全で親しみのある水辺づくりを目指し、多治見市が行う「土岐川水辺の楽校」のひとつとして、市民団体や国土交通省の協力を得て2002年に開設しました。土岐川に関する自然学習や情報提供を行う自然展示室や河川資料室、ビオトープなどを備え、館内の水槽には土岐川に生息する魚が展示されています。毎年市内外から土岐川の自然に親しむため多くの来館者があります。



図 2-3-4：土岐川観察館・外観（写真）



図 2-3-5：土岐川観察館・展示室（写真）

三の倉市民の里「地球村」

三の倉市民の里「地球村」は、JR多治見駅より約7km西方の丘陵地に位置し、広大な自然に囲まれています。「自然」をテーマにした宿泊研修施設で、季節ごとに自然体験イベントやレクリエーションを開催しており、市内外から多くの利用者が訪れています。



図 2-3-6：地球村・外観（写真）



図 2-3-7：地球村・展示コーナー（写真）

(1) 動植物の生育・生息地の保全と情報提供

1) 天然記念物

本市には文化財保護法に基づき、県あるいは市の天然記念物に指定されている動植物が13件あります。

表 2-3-5：県・市の天然記念物に指定されている動植物（◆県指定文化財 ●市指定文化財）

名 称	所 在 地		名 称	所 在 地	
◆廿原のカキ	廿原町水口	個人所有	●池田のエノキ	池田町	個人所有
●永保寺のイチヨウ	虎溪山町	永 保 寺	●平野のケヤキ	平野町	個人所有
●虎溪山自然林	虎溪山町	永 保 寺	●北小木のホタル	北小木町	—
●永泉寺のイチヨウ	池田町	永 泉 寺	●大藪のシダレザクラ	大藪町山下	大藪神明神社
●虎溪山シデコブシ群生地	虎溪山町	永 保 寺	●高社のサクライソウ自生地	非公表	—
●高田のハナノキ	高田町	個人所有	●北小木のヤマモモ	北小木町	個人所有
●高田のケヤキ	高田町	個人所有			

2) 市の保存樹

緑の育成及び保護に関する条例に基づき、歴史のある樹や珍しい樹など40件が保存樹に指定されています。

表 2-3-6：市の保存樹一覧

指定 番号	樹 種	所 在 地		指定 番号	樹 種	所 在 地	
1	ツブラジイ	大藪町山下	神明神社境内	30	イチヨウ	平和町	二福寺境内
3	ケヤキ	高田町	高田神社境内	31	ケヤキ	大畑町	北野神社境内
5	ツバキ	根本町	元昌寺境内	32	ヒトツバタゴ	滝呂町	個人所有地
6	スギ	東栄町	白山神社境内	35	シダレザクラ	市之倉町	熊野神社参道
7	アベマキ	東栄町	白山神社境内	36	ハナノキ	市之倉町	個人所有地
9	サザンカ	小泉町	個人所有地	38	ギンモクセイ	根本町	個人所有地
10	タラヨウ	大原町	普賢寺境内	40	ヒメコマツ	北小木町	個人所有地
12	メタセコイヤ	小泉町	小泉中学校	45	エドヒガン	白山町	安養寺境内
13	ヒイラギ	大原町	個人所有地	46	タラヨウ	白山町	安養寺境内
15	ツクバネガシ	小田町	本土神社境内	48	イチヨウ	坂上町	個人所有地
16	エノキ	田代町	個人所有地	49	ハリギリ	滝呂町	個人所有地
17	ヒノキ	廿原町中之洞	神明神社境内	50	ナツメ	市之倉町	個人所有地
20	イチヨウ	諏訪町北ノ洞	児童遊園地内	51	タマミズキ	月見町	池田稲荷神社 奥の院
22	オニグルミ	諏訪町柳	個人所有地	52	シャシャンボ	笠原町	陶ヶ丘公園
23	ジャヤナギ	諏訪町柳	個人所有地	53	クスノキ	笠原町	神戸公民館
24	クスノキ	御幸町	明治天皇行在所蹟	54	シンジュ	笠原町	笠原中央公民館
25	クロガネモチ	御幸町	明治天皇行在所蹟	55	キンモクセイ	笠原町	笠原小学校
26	ナギノキ	御幸町	明治天皇行在所蹟	56	スギ	笠原町	方月山中
27	ムクノキ	平野町	個人所有地	64	エノキ	大畑町	TYK 工場内
28	キンモクセイ	美坂町	県道沿い	65	ヤブツバキ	大畑町	TYK 工場内

※欠番は、枯れたり伐採されたりして指定解除されたもの



図 2-3-8：市の保存樹・No. 3 ケヤキ（写真）



図 2-3-9：市の保存樹・No. 6 スギ（写真）

3)市の保護地区

緑の育成及び保護に関する条例に基づき、保護すべき特徴的な一団の緑14か所が保護地区に指定されています。

表 2-3-7：市の保護地区一覧

指定 番号	名 称	所 在 地	
1	大日如来の社叢	大日町	大日如来
2	シイの森	池田町	神明神社
3	鎮守の森	上町	神明公園
5	イチヨウ並木	坂上町	多治見高校庭
6	ナツツバキの森	東町	塩之権現
7	サクラの森	平和町	宗吾郎桜
8	ナツツバキ	東栄町	個人所有地
9	ソメイヨシノ	上山町	個人所有地
10	ケヤキ	市之倉町	個人所有地
11	シデコブシ	大沢町	大原区
12	シデコブシ	諏訪町天ヶ峰	個人所有地
13	雑木林	小名田町	個人所有地
14	コバノミツバツツジ	笠原町	森下公園
15	ショウジョウバカマ	笠原町	方月山中

※欠番は、枯れたり伐採されたりして指定解除されたもの

4)鳥獣保護区

本市には、県指定の鳥獣保護区★が5か所(虎渓山、池田、かさはら潮見の森、喜多緑地、東町)、特別鳥獣保護区が1か所(虎渓山)あります。「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護法)に基づいて、鳥獣の保護や生活環境の保全をしていきます。

★用語解説:「鳥獣保護区」

鳥獣保護区とは、野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の保全を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護法)に基づき、国や県が指定する区域です。

具体的には、多くの鳥獣が棲む森林や大型の鳥獣の生息地、渡り鳥の飛来地、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地、市街地やその近くで鳥獣が生息するのに適している区域などのうち、重要な区域が指定されます。鳥獣保護区に指定された区域では、鳥や野生動物を狩猟(捕獲や殺傷)することが禁止されます。

(2) 特定外来生物の防除

1) 外来生物の状況

外来生物とは、もともとその地域に存在していなかったが、人間の活動等によって他地域から入ってきた生物のことをいいます。外来生物の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物は「特定外来生物」といい、その飼育や栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などが法律によって厳しく規制されています。

本市でも数種の特定外来生物が確認されており、2011年3月にアライグマとヌートリアの防除実施計画を策定し、捕獲や個体運搬のための「外来生物法に基づく防除の確認」を環境省から受け、市民への箱わな貸出などにより個体数の増加抑制に取り組んでいます。

2018年度は、アライグマを21頭防除しました。

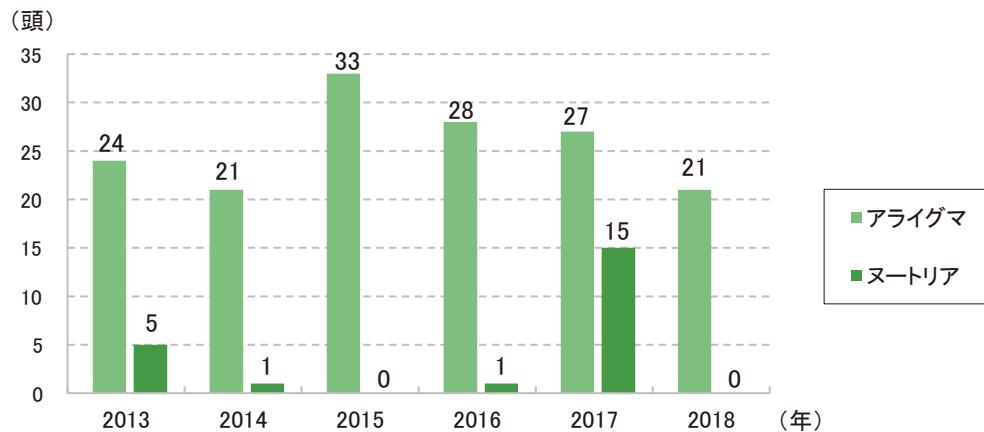


図 2-3-10：特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の防除実績

(3) 身近な生き物の生息地の保全

1) ビオトープの整備

本市では、失われつつある水辺環境を守り、子どもからおとなまで水辺で憩い安らげるような体験型のまちづくりを目指して、地域や学校にビオトープ★を整備してきました。多様な動植物が生息するビオトープは、生き物にとって大切な生息地であるとともに、地域住民にとっては生き物との出会いの場・安らぎの場となることも重要な役割です。2018年度時点では、「メダカの学校構想★」に基づいて市内に11か所のビオトープが整備されており、いずれも地域住民や小学校が中心となって維持修繕をしています。

これらのビオトープの特徴の一つが、多治見市内に生息している野生メダカをもとに、土岐川観察館で繁殖した「多治見メダカ」を放流していることです。地元産のメダカ生息地が増えると同時に、住民が地元の自然環境に関心や愛着をもつ役割を果たしています。



図 2-3-11：市内ビオトープ修繕の様子（写真）

★用語解説:「ビオトープ」

ビオトープとは、ドイツ語の生命(Bio)の場所(Top)という意味の造語です。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉ですが、特に、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に造成された生物の生息・生育環境空間を指している場合もあります。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林等の身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されています。

★用語解説:「メダカの学校構想」

メダカの学校構想とは、1999年度多治見市政策課題研究で生まれた、賑わいとやすらぎの創出、自然とのふれあい、人と人とのふれあいをテーマに、身近な水辺の創出をはかるものです。市民参加によるビオトープづくりや水辺の散策、イベント等を開催し、市民との時間の共有を大切に、互いのいいところを尊重し合いながら能力を向上させていくことを目指しています。

※()内は整備された年度

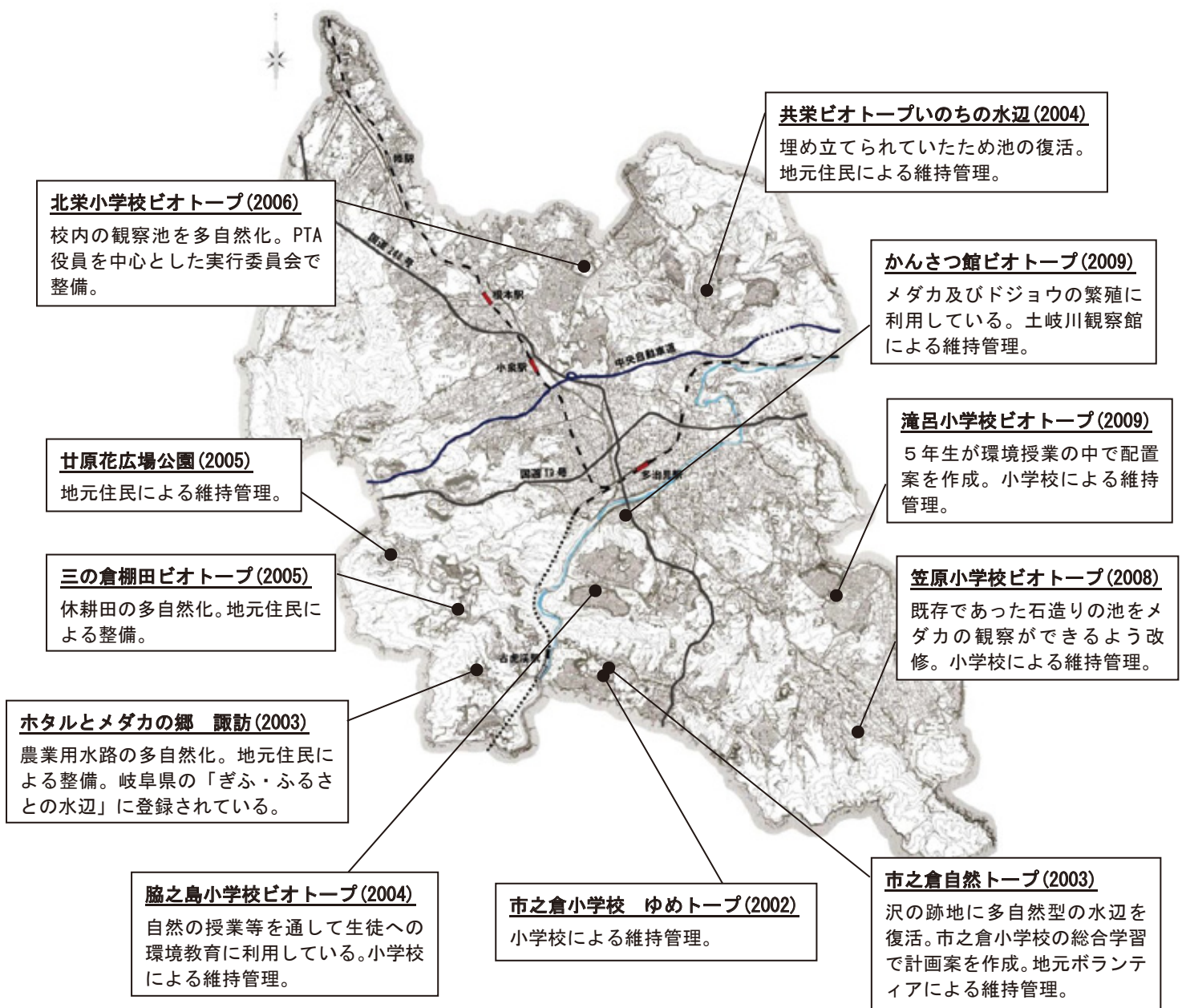


図 2-3-12 : メダカの学校構想に基づくビオトープ整備の状況

第4節 物質の循環の保全

本市では、循環型社会を実現するために、1999年3月に循環型社会システム構想を策定しました。この構想では、最終的に燃やしたり埋め立てたりするごみを極限まで減らし、残りを徹底的にリサイクルし、その再生品を使用するシステムを構築することによる、脱焼却・脱埋立の循環型社会の実現を目標としていました。

2011年度には、「循環型システム構想」の中間検証および構想の見直しを、2016年度に最終検証を行い「循環型システム構想」の年次目標は達成できず終了しましたが、基本理念は変更せず、究極の目標である「脱焼却」「脱埋立」、処理経費の削減、市民への負担等を念頭に置いて、継続して取り組んでいきます。

■詳しくは 第2部多治見市の環境・廃棄物へ



1. ごみの減量化

(1) 家庭ごみの排出抑制

1) ごみの処理状況

2018年度に市が処理したごみ処理量は20,042tで、市民一人一日当たりのごみ排出量^{※1}は451gとなり、前年度と比較して一人一日あたり1gの増量となりました。

広報紙や市公式ホームページ等を活用して、ごみの減量について啓発をしていきます。

※1: 資源物を除く

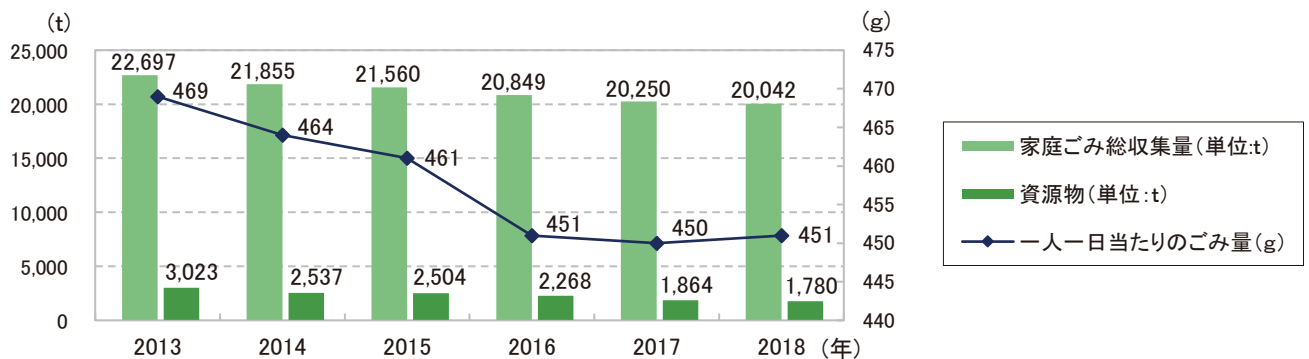


図 2-4-1：家庭ごみの推移

2) 家庭用生ごみ処理機購入補助

ボカシ専用容器、コンポスト容器、電動式生ごみ処理機を購入する場合には補助金を交付し、生ごみの堆肥化を支援しています。

2018年度は生ごみ処理機及び処理容器への購入補助を27件実施しました。

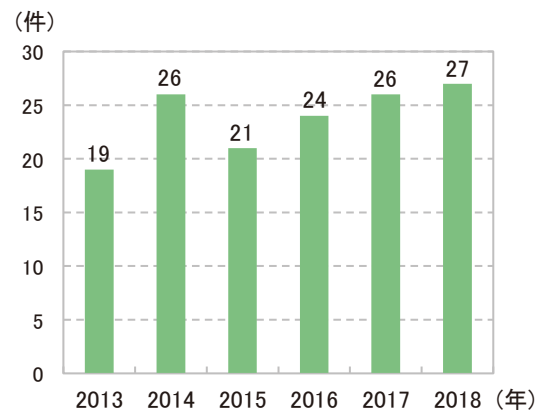


図 2-4-2：生ごみ処理機及び処理容器助成件数の推移

(2)事業系ごみの排出抑制

1)ごみの処理状況

事業者が排出するごみ(事業系ごみ)については、市による収集は行わず、ごみの排出者が処理場に直接持ち込むことを原則としています。2018年度に持ち込まれた事業系の一般廃棄物は、11,074tでした。

なお、産業廃棄物の場合は原則として市の処理場に持ち込むことはできません。しかし、本市では市内事業者の支援の観点から、1事業者当たり年間50tを超えない範囲で、市の処理場への持ち込みを許可しています。

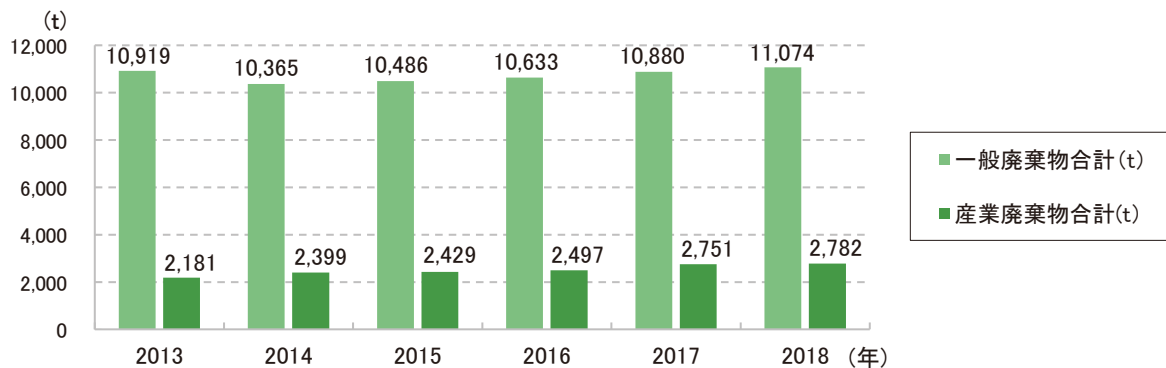


図 2-4-3：事業系廃棄物の推移

2)事業所への啓発の実施

廃棄物減量と適正処理の啓発パンフレットを処理承認書交付時に配布し、ごみ減量意識の啓発をしています。

2. リユース、リサイクルの促進

(1)資源ごみ等の分別の徹底

1)ごみの分別ルール

循環型社会の実現に向けた第1段階として、2000年度から家庭ごみの23分別収集を開始しました。2012年4月から陶磁器食器の収集を開始し、「23分別+1」収集となっています。2018年度の市民意識調査(2年に1度)では、回答者の約8割が「ごみ出しのルールを知っている」と答えるなど、分別のルールが浸透しています。

(2)資源の有効活用

1)資源の収集状況

2018年度の資源の収集量は、1,780tでした。収集した資源は、市がリサイクル業者に売却していますが、品目や市況によっては、無償あるいは逆有償(市が料金を支払って引取りを依頼する)の場合もあります。

2)資源集団回収の促進

資源集団回収については、PTAや子ども会、その他多くの市民団体が行なっています。また、資源回収意識の高揚を図ることを目的として、市から収集量に応じた奨励金を交付しています。

2018年度は65団体が延べ292回実施し、収集量は2,104t、奨励金は10,868千円でした。

3. 適正なごみの処理

(1) 廃棄物の適正処理

1) ごみの焼却

2018年度の本市におけるごみ焼却量は42,986tでした。2009年3月31日をもって、笠原クリーンセンターでの焼却を停止し、全ての燃やすごみを三の倉センターで焼却しています。

焼却炉から排出されるメタル(金属状のもの)やスラグ(ガラス状のもの)は建設資材等として再生され、飛灰のみを埋立処分しています。飛灰の重量は元のごみの6%程度です。また、焼却の余熱を利用して発電した電気で場内の電力のほとんどをまかなっています。

2) ごみの埋立

2018年度のごみ埋立量は、2,888t(うち、大畑センター2,744t、笠原クリーンセンター144t)でした。

三の倉センターから出る焼却飛灰は、本市の諏訪町にある名古屋市所有の愛岐処分場に埋め立っていますが、この状況を解消し自己処理を行うため、大畑センター隣接地に焼却灰専用の管理型最終処分場を建設しました。2010年6月から供用を開始し、現在は愛岐処分場と大畑センターの2か所に分け飛灰の埋立を行っています。管理型最終処分場の埋立容量は35,000m³あり、埋立期間は15年間で予定していますが、できるだけ長期にわたり使用できるよう引き続きごみの減量化に取り組んでいます。

3) 有害ごみの処理

有害ごみとして回収している電池・蛍光管等については、県外の民間処分場において無害化処理後再生利用しています。

(2) 不法投棄等対策の実施

1) 廃棄物の不法投棄の状況

本市では、不法投棄対策のため岐阜県との合同パトロール、委託業者による不法投棄監視・回収業務、不法投棄監視カメラの設置等を行っています。また、コミュニティFM放送や広報紙でPRをするなど、不法投棄の防止と監視に取り組んでいます。違法者は後を絶ちません。

2018年度の不法投棄(市が把握し、調査を行ったもの)の件数は99件で、回収したごみの量は6.4tでした。

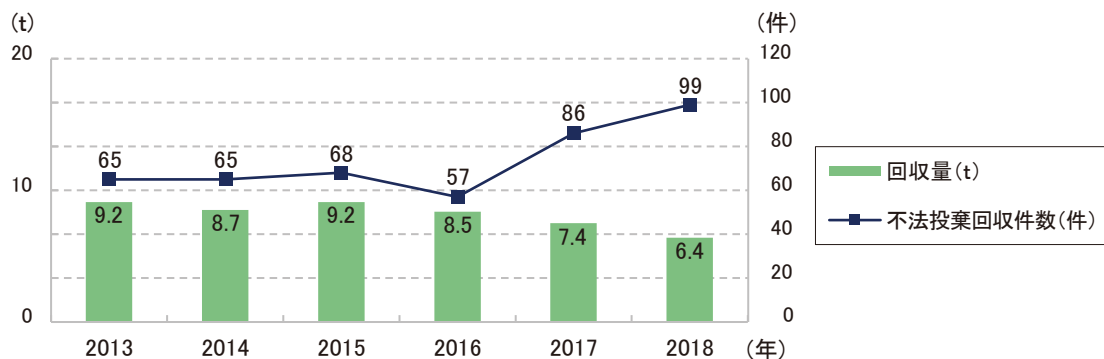


図 2-4-4：不法投棄回収状況の推移

2) 廃棄物の不法焼却の状況

廃棄物の不適正処理で特に問題になるのは不法焼却(野焼き)です。廃棄物の野焼きは、一部の例外(農業や林業を営むうえでやむを得ないものなど)を除き、法律により禁止されており、違反した場合は罰せられます。しかし、違反者は後を絶たず、特に早朝や夜間等の人目につかない時間帯に多く発生しています。なお、農業や林業に伴う野焼きであっても、煙や臭いがひどい場合は近隣住民から苦情が寄せられることもあります。

2018年度に、市に通報があったり、市がパトロール中に発見したりした野焼きの件数は30件でした。

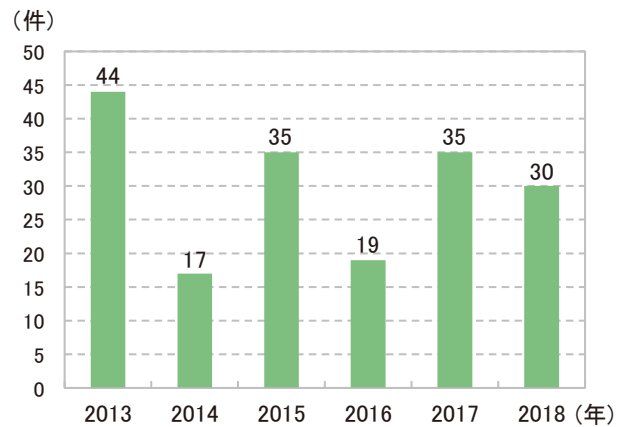


図 2-4-5：通報及びパトロール時に発見した野焼き件数

第5節 生活環境の保全

1. 夏の暑さ対策の推進

(1) 高気温の原因研究

1) 市民による調査

本市は、2007年8月16日に国内最高気温40.9℃を記録したことから、「日本一暑いまち」として全国的に名を知られることとなりました。国内最高気温を記録する数年前から夏場の日最高気温を記録するまちとしてニュースで取り上げられることが多かったことから、「多治見は本当に暑いのか」を検証することを発端に、2002年から市民団体「多治見気象の会」による全市的な気温調査が行われています。

また、多治見北高等学校自然科学部では、市内の気温や気流観測に基づく多治見市の局地気象研究等が行われています。

(2) 暑さに起因する諸問題についての情報提供

1) 熱中症予防への取り組み

「熱中症予防声かけプロジェクト」が実施している熱中症予防声かけ出陣式と連携して、多治見市でも2018年7月1日に熱中症予防声かけ出陣式を行いました。

また、一般社団法人日本気象協会が推進する「熱中症ゼロへ」プロジェクトに参加し、各種イベントにおいて熱中症対策物品を配布するなどして熱中症対策を呼びかけました。



図 2-5-1：熱中症予防声かけ出陣式の様子（写真）



図 2-5-2：「熱中症ゼロへ」プロジェクト提供物品（写真）

(3) 暑さを緩和するための環境整備

1) 虎渓用水活用事業

虎渓用水は1902年9月に竣工し、土岐川から取水し、市内の水田に供給していた農業用水です。現在はかつての水田の多くが住宅地等になり、農業用水としての利用はなく、地下水路となっています。本市では、この虎渓用水を復元し、水辺の創出による暑さ対策につなげようとする取り組みを進め、2016年7月1日から虎渓用水広場の利用を開始しています。

2018年度は利用者アンケートを行い、約85%の方が周辺よりも涼しいと感じていました。



図 2-5-3：虎渓用水広場（写真）

2) 地元企業との連携

本市では、高気温対策の一環としてクールアイランドタイルやクールアイランド舗装などのクールアイランド製品の普及に努めています。産学官が協同して開発したクールアイランド製品は、夏の直射日光の下では60℃になる路面温度が45℃程度に抑えられる効果があり、土岐川観察館や駅西駐車場入口、市民病院前、2012年度に完成した池田小学校等の市有施設に施工されています。

2018年度には長瀬町のNGKセラミックデバイス(株)多治見工場の敷地内に約40㎡のクールアイランド舗装が導入されるなど、地元企業にも協力いただいています。



図 2-5-4 : クールアイランド舗装 (写真)

3) ミストの設置

2015年度には、市立保育園・幼稚園16園、市立小・中学校21校に可搬式ミスト発生器を配備し、夏の暑さ対策及び熱中症予防に活用しています。また、夏期休暇中には夏祭り等の地域イベント、公共施設での行事等に活用し、住民・来訪者への熱中症予防に活用しています。

また、ドライ型ミストを駅南駅前広場に1基、駅北周辺に2基、2018年度から新たに「ながせ商店街」にも1基を設置し、市民や来訪者への暑さ対策として7月～9月に稼働しています。



図 2-5-5 : 駅南ミスト設置状況 (写真)



図 2-5-6 : 駅北ミスト設置状況 (写真)



図 2-5-7 : ながせ通り商店街ミスト設置状況 (写真)

(4) 三者連携による暑さ対策の推進

1) ゴーヤのカーテン

省エネ対策及び地球温暖化対策としても期待される緑のカーテンの普及を目指し、本市では市有施設でのゴーヤ栽培や、市民向けにゴーヤの苗の配布を行っています。このゴーヤの苗は、市内の老人会「悠光クラブ北丘会」に播種、育苗、出荷を委託しており、地域の人財活用にもつながっています。

2018年度は、市民向けに約4,100ポット、公共施設向けに約850ポットの苗を配布しました。また苗配布イベント時には中部電力株式会社と連携し、アサガオの種も同時に配布しました。

また2018年度は、育てたゴーヤなどで作った緑のカーテンコンテストとゴーヤのレシピコンテストを開催しました。



図 2-5-8：駅北でのゴーヤ苗配布の様子（写真）



図 2-5-9：ゴーヤのカーテンコンテスト応募作品（写真）

2) たじみクールアースデー

多治見市では、2007年に当時の国内最高気温を記録した8月16日を「たじみクールアースデー」とし、今すぐできる暑さ対策や温暖化対策を「やってみる」ことで、多治見を涼しくし、地球温暖化をはじめとした環境問題について考えるきっかけづくりをしています。

2018年度は、2018年8月16日に市役所本庁舎前で「うながっぱの打ち水大作戦」と題した市民参加型の打ち水イベントを開催し、約150人の参加がありました。また、市関連施設にも同時開催を呼びかけました。



図 2-5-10：たじみクールアースデーの様子（写真）

3) 暑さ対策協定

2018年6月28日に株式会社伊藤園、多治見まちづくり株式会社及び多治見市の3者で「暑さ対策及び災害時における協力・支援に関する協定」を締結しました。この協定では暑さ対策イベントでの協力や災害時の飲料水確保についての協力体制を定めています。また、また、「健康ミネラルむぎ茶」を暑さ対策公式飲料に認定し、熱中症対策の普及啓発として市内幼稚園、保育園、小学校、中学校の生徒を対象に約11,000本の「健康ミネラルむぎ茶」を配布しました。



図 2-5-11：協定締結式の様子（写真）



図 2-5-12：贈呈式の様子（写真）

2. 公害の防止

(1) 環境調査の実施

■環境基準値については 資料編28ページへ



1) 水質汚濁

本市の中心部を流れる土岐川は、かつては地場産業の陶磁器工場・事業場からの陶土を含んだ排水の影響で白濁していましたが、1965年から1975年にかけて水質が改善されました。これは、公害防止法令の整備により工場・事業場からの排水の規制が厳しくなったことなどや、公共下水道や合併処理浄化槽の普及により家庭からの排水対策が進んだことなどが水質改善の理由として考えられます。

本市の公共下水道は、1977年に供用開始されて以降、着実に整備が進められてきました。2018年3月時点で、行政区域内人口111,292人に対して整備区域内人口105,595人で、人口普及率は94.9%に上っています(全国普及率は78.3%)。

2) 河川水質

本市では、市内14河川20地点で月1回の水質検査を行っています。市内の河川のうち、土岐川と笠原川は、環境基準の類型がされており、環境基準が定められています(土岐川はB類型、笠原川はA類型)。2018年度も引き続き、水質検査を実施しました。

■河川水質調査結果については 資料編16ページへ



3) 河川底質調査

本市では、河川水質調査の一環として、河川底質の有害物質調査も行っています。河川底質については、環境基準は設定されていませんが、状況を把握するために毎年調査しています。

■河川底質調査結果については 資料編22ページへ



4)環境騒音測定

本市は1977年に騒音に係る環境基準地域指定を受け、年1回の環境騒音測定(道路に面する地域・道路に面しない地域)を実施しています。測定を開始した当初から、道路に面しない地域では環境基準を満たしています。

道路に面する地域については、2002年度に自動車騒音に係る面的評価をするシステムを整備し、2002年度から2005年度で21の路線について自動車騒音を測定し、面的評価を行いました。2006年度からは、笠原町との合併及び道路交通センサスの変更等により、評価対象路線が21路線から27路線に増えました。2018年度は、市内で道路に面する地域に立地している住居等5,709戸を対象に、面的評価を行いました。



■環境騒音測定結果については 資料編23ページへ

5)ダイオキシン類

本市では、ダイオキシン類の調査を行っています。2018年度は、土壌については、三の倉センター周辺、河川水については土岐川と姫川で調査を実施し、いずれの調査地点でも環境基準を満たしていました。

ダイオキシン類は炭素、水素、塩素を含む物質が燃焼する工程等で発生します。そのため、市のごみ処理施設(三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター)では、周辺環境保全のため、焼却施設の排ガスや放流水等のダイオキシン類調査を定期的に行い、監視に努めています。



■ダイオキシン類調査結果については 資料編25ページへ

6)大気汚染

大気汚染物質の発生源には、固定発生源(工場・事業場)と移動発生源(自動車など)があり、発生源から排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、炭化水素などが大気汚染の原因となります。

現在、市内には笠原町に大気測定局があり、二酸化硫黄(SO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)について常時測定を行っています。



■大気汚染測定結果については 資料編27ページへ

7)その他の調査

公害防止協定とは、地方公共団体と公害を発生するおそれのある事業者との間で、公害防止のために事業者がとるべき措置等を相互の合意により取り決めるものです。

現在、本市は4者と公害防止協定を結んでいます。協定では、条例に基づく規制より厳しい排出基準を設けたり、自主測定結果の報告書の提出を求めたりしています。

また、ゴルフ場については、「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱」(1990年7月10日岐阜県公示)に基づく環境管理協定を結んでいます。2000年度には、北小本地域が上水道の給水地域となったことを受け、協定を一部改正しました。また、年1回の立ち入りをを行い、農薬の検査を行っています。

表 2-5-1：公害防止協定及び環境管理協定締結事業場（2019年3月31日現在）

会 社 名	所 在 地	業 種	締結年月日	主な対象項目
太陽社電気(株)	小田町6	電子部品	1980.10.20	大気
関西触媒化学(株) (株)セントラル・バッテリーマテリアルズ	笠原町(市之倉町境)	化学工業	1983.07.28 2012.06.28	大気・水質
アルファリゾート(株)	北小木町	残土処理	2003.06.19	水質・土壌
中部ソイルプロセッシング協同組合	富士見町他	残土処理	2019.03.22	水質・土壌

表2-5-2：環境管理協定締結ゴルフ場（2019年3月31日現在）

会 社 名	所在地	締結年月日	主な対象項目
多治見北開発有限会社 (多治見北ゴルフ倶楽部)	北小木町	1995.10.16 (2000.12.14改正)	水質

(2) 公害苦情

2018年度に本市に寄せられた公害苦情は、47件でした。このうち件数が多かったのは、水質、騒音、悪臭に関するものでした。水質については、事業所からの排水等によるものがありました。悪臭については、工場からの臭気に対する苦情が増えています。騒音の苦情については、最近では、工場などの事業所や工事現場を発生源とするものばかりでなく、ペットの鳴き声、エアコンの室外機などの生活騒音によるものが増えています。

(3) 生活排水の浄化

公共下水道整備区域を逐次拡張してきており、整備区域内においては下水道への接続促進を行っています。生活排水の処理については、下水処理場で適正処理、放流水質の管理を行っています。

一方、公共下水道整備区域外についても合併浄化槽の普及促進に努め、浄化槽設置事業補助金制度を活用して生活排水の適正な処理を進めています。

3. 風景の保全と創出

(1) 美しい風景づくりの推進

本市では、風景づくりを総合的かつ計画的に進めることを目的に、2001年3月に「多治見市美しい風景づくり条例」を制定し、美しい風景づくりを進めてきました。条例に基づき、市内で一定規模以上の建築物や工作物の建設等を行う場合は、市への届出を義務づけています。

2009年3月には、景観法に基づく景観計画としての役割も担う「多治見市風景づくり計画」を策定しました。また、多治見の自然環境、歴史、文化等を象徴する重要な風景を構成するものを風景市民遺産として指定し、その風景が損なわれないように保全・管理していくこととしています。現在、虎溪山永保寺が風景市民遺産に指定されています。

(2) 適正な広告景観の形成

本市では、「多治見市屋外広告物条例」を制定し、まちの美観や広告物の倒壊・落下等の危険から歩行者や車を守るため、屋外広告物を出せない地域や物件を定めています。また、市内全域について広告を出すのに許可が必要な「許可地域」とし、都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないことなどの基準を設けることで、まちの景観形成に努めています。

4. 快適な住環境の整備

(1) まち美化活動の推進

市、市民、事業者、土地所有者等と自主活動団体が一緒になって環境の美化を図り、市民の生活環境を向上させることを目的とし、2004年度に「多治見市をごみが散らばっていないきれいなまちにする条例（まち美化条例）」を制定しました。この条例の理念を実現するために2005年度には、「第1次多治見市まち美化計画」を、2010年度には、「第2次多治見市まち美化計画」を策定し、市、市民、事業者が協働し、市民組織やネットワークの構築、関係機関等との連携体制の確立、モラルの向上や人づくりを通して、まちの美化に取り組んできました。2014年度には、「第3次多治見市まち美化計画」を策定し、今後もこの条例の理念実現のために活動していきます。

1) 美化推進重点地区

まち美化計画に基づき、2007年10月にJR多治見駅周辺地区を美化推進重点地区に指定し、地区内で美化啓発活動を行い、ごみ散乱の防止に一定の効果をあげています。2010年10月には土岐川兩岸（記念橋～国長橋）を、2013年10月には本町オリベストリート・市役所周辺地区を新たに指定しました。さらに、2015年1月には駅北庁舎開設にあわせJR多治見駅周辺地区の指定範囲を拡大しました。

今後も美化推進重点地区を追加、拡大して重点的に施策展開していくとともに、さらに美化関係の活動団体と連携して計画を推進していくこととしています。また、美化推進重点地区内は、一部を路上禁煙地区としても指定しており、喫煙マナーの向上とタバコによる健康被害なども防止しています。

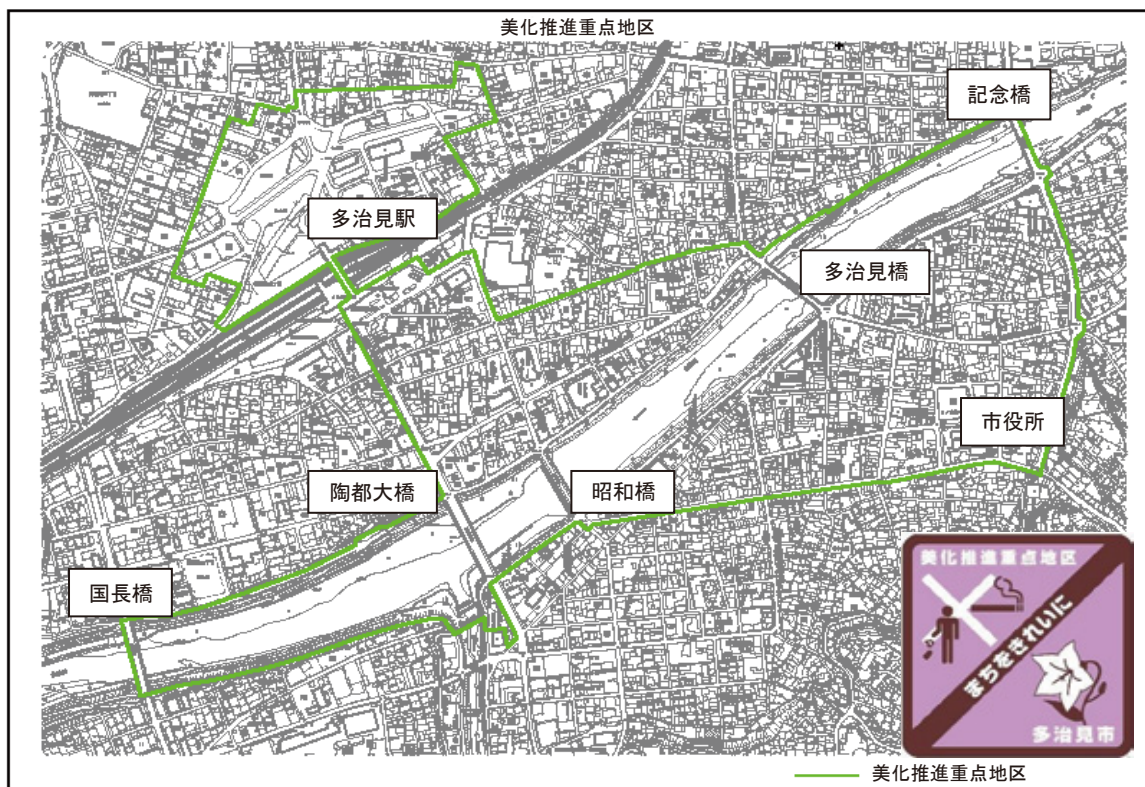


図2-5-13：美化推進重点地区

2) まち美化推進協議会

まち美化推進協議会は、有志の市民により発足した美化活動を行う団体で、まち美化計画の推進の主体となる組織として活躍しています。同協議会では、花火大会や夏まつり等のイベントの際にごみのポイ捨てや放置防止を呼びかける活動を行ったり、犬のフン放置をなくすために飼い主のマナーアップ講座などを行っています。

(2) 民有地緑化への支援

本市では、2003年3月に、都市緑地保全法(都市緑地法に改称)に基づき、「多治見市緑の基本計画」を策定しました。計画では緑豊かなまちづくりを進めるため、中心市街地の公共用地から個人の庭先の緑に至るまで、市民と一体となって体系的、総合的に緑を推進することを目的としています。現在は計画に基づき市街地緑化や、郊外地緑化をすすめており、公共用地の緑化だけでなく、家庭の庭先や工場、店舗などの緑化に対する助成制度を設け民有地の緑化を推進しています。

(3) 身近な憩いの空間の創出

1) 街区公園の整備

新たに、(仮称)笠原記念公園(東公園)および住吉区画整理地内2号公園の整備し、快適な生活環境の確保をしていきます。

(4) 住環境悪化への対応

1) 愛玩動物の適正飼育

犬猫等の愛玩動物における適正飼育については全国的にも問題となっています。本市においても苦情や相談が寄せられており、保健所などの他機関とも連携を図りながら、今後とも継続して適正飼育への普及啓発をしていきます。

2) コバエ対策

本市においては、2010年ごろからクロバネキノコバエの大量発生が市内各所で確認されています。2012年から2015年にかけて調査を行い、効果的な対策についてまとめました。

今後も、発生源や生態、さらなる効果的な対策について、情報収集や調査をしていきます。

■コバエ対策について 市HPへ



(5) 今後想定される課題への対応

1) リニア中央新幹線等大規模な事業の環境影響への対応

多治見市内では、大針非常口と姫変電所の2か所の工事が予定されています。2018年度は埋蔵文化財の調査を行いました。今後も事業の進捗状況を確認するとともに、環境負荷の低減に向けて要望していきます。

2019年度版『多治見市の環境』は、多治見市環境基本条例第8条に基づき、2018年度における多治見市の環境の状況並びに環境の保全及び創出に関して講じた施策の概要について取りまとめ公表するものです。

2019年度版
多治見市の環境
(第41号)

<発行> 令和2(2020)年3月

<編集> 環境基本計画3者協議会
多治見市 環境文化部環境課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町 2-15

TEL 0572-22-1175 (直通)

FAX 0572-22-1186

E-Mail : kankyo@city.tajimi.lg.jp

<https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kankyo/kekaku/kankyo.html>

